

幌延町立学校の部活動の在り方に関する方針

令和元年6月

幌延町教育委員会

1 方針策定の趣旨等

学校における部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化活動を通して学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養などのほか、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びや経験の場として教育的意義は大きいものである。

また、生徒の学校生活等の影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけでなく、多様な人々との触れ合いや様々な体験を通してバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教員が部活動指導に対し過度の負担を感じることなく、健康で生き生きと遣り甲斐を持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築する必要がある。

こうした中、幌延町教育委員会（以下「町教委」という。）では、スポーツ庁の定めた「運動部活動の在り方に関するガイドライン」、文化庁が定めた「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「運動部活動の在り方に関するガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を「国のガイドライン」という。）、北海道が定めた「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下、「道の方針」という。）を参考として、幌延町の特色及び学校の部活動の実態などを踏まえ、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「幌延町立学校の部活動の在り方に関する方針」（以下、「本方針」という。）を策定することとした。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、本方針に基づき、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。
- ② 校長は、部活動顧問に対し、年間の活動計画（活動日、休養日、大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）の作成・提出を求める。
- ③ 校長は、上記①②等を学校だよりなどにより公表し、保護者や生徒に周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の人数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全性の確保、教員の負担軽減の観点から円滑に部活動が実施できるよう、適正な数の部活を設置する。
- ② 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることを踏まえ、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理体制が構築されるよう十分考慮する。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部活動の適切な指導の実施

- ① 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に基づき、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ② 運動部顧問は、過度な練習が必ずしも体力・運動能力の向上に繋がらないこと等を理解するとともに、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行う。
- ③ 校長及び運動部顧問は、気象庁等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮するとともに、場合によっては、活動の変更や中止も視野に柔軟に対応するものとする。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長及び文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスの取れた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ② 文化部顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行う。

(3) 部活動用指導手引の活用

- ① 校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

4 適切な休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間においては、成長期にある生徒が、学習、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上は休養日とする。）。
- ② 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。

- ④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑥ 中体連や吹奏楽連盟等が主催する大会やコンクール等の出場のため、やむを得ず上記の時間を延長して活動する場合は、大会等の開催日から起算して1か月前からとし、校長の承認のもと生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう配慮する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置等

- ① 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう部活動の設置について検討する。
なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の了解のもと、長期的な見通しをもって行う。
- ② 校長は、少子化に伴う部員の減少等により、単一の学校では特定の競技・文化活動を行うことができない場合は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないこと等を考慮した上で、複数校による合同部活動の取組を検討する。

(2) 地域との連携

- ① 町教委及び校長は、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化関係団体との連携や保護者の理解と協力、民間事業者の活用により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備に努める。
- ② 町教委及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化活動の環境の充実を支援するパートナーという考えのもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を含む。）の全体像を把握し、参加する大会等を精査する。

7 部活動の指導の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

- ① 町教委及び校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内での周知・普及に努める。

(2) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われている活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

- ① 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させて上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となる。
- ② 部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。

(3) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加することや生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

- ① 部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成のもとに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意する。

(4) 家庭との連携を図る取組

- ① 校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

8 終わりに

町教委は、学校の取組状況などを踏まえるとともに、国（文部科学省・文化庁・スポーツ庁等）や中央教育審議会、北海道の動向等も注視しながら、必要に応じて、本方針の見直しを行う。